



一般社団法人顔分析鎌田塾協会 会員規則

第1条 目的

本規約は、一般社団法人顔分析鎌田塾協会（以下、「当法人」といいます）の会員の権利義務、会費、入退会等、社団の運営並びに会員活動の基本事項や、当協会が提供するサービスの利用に関する基本的な事項を定めることを目的とします。

第2条 会員

- 「会員」とは、本規約を承諾のうえ、当法人所定の様式による入会申込みを行い、理事の過半数が承認した者をいいます。
- 会員の区分は、次のとおりとする。

(1) 個人会員

「顔分析鎌田塾メソッド」の学問的確立、「顔分析鎌田塾メソッド」技術者の地位の確立、「顔分析鎌田塾メソッド」技術及び知識の向上に賛同を得られる方。また当法人を一般社団法人として運営を理解し賛同し、入会したのも。

個人会員の種別は、次の5種類とする。

①WEB会員

- 顔分析に興味がある方
- スキンケア及びメイクに興味がある方

②一般会員

- カマタメイクアップスクール/メイクアップアーティストコース修了の方
- カマタメイクアップスクール/セルフメイクアップコース修了の方
- カマタメイクアップサロン来店の方
- 認定スクール・サロン
- 顔分析に興味がある方
- スキンケア及びメイクに興味がある方

③フェイスアップアドバイザー

- カマタメイクアップスクール/メイクアップアーティストコース 修了の方
- カマタメイクアップスクール/ベーシックコース 修了の方
- カマタメイクアップスクール/アドバンスコース 修了の方
- カマタメイクアップスクール/フェイスアップアドバイザー養成コース 修了の方
- カマタメイクアップスクール/セルフメイクアップコース修了の方
- 顔分析・呼吸オイル洗顔・アドバイザー 1級・2級 修了の方
- 顔分析・眉・スタイリスト 1級・2級 修了の方
- 認定スクール・サロン

④シニヤアドバイザー

- 当法人 代表理事及び理事が、フェイスアップアドバイザー会員から、鎌田顔分析に関する知識及び技術の更なる向上を期待し次期マスターにと推薦した方

⑤マイスター

- 当法人 代表理事及び理事が、シニヤアドバイザー会員から、鎌田顔分析に関する知識及び技術力の優秀さや長年の著しい功績を評価し推薦した方

(2) 法人会員

「顔分析鎌田塾メソッド」の学問的確立、「顔分析鎌田塾メソッド」技術者の地位の確立、「顔分析鎌田塾メソッド」技術及び知識の向上に賛同を得られる企業。また当法人を一般社団法人として運営を理解し賛同し、入会した企業。

法人会員の種別は、次の2種類とする。

①法人会員

- スキンケアやメイクを提供する美容サロンを1店舗以上経営する企業
- スキンケアやメイク技術者を養成するスクールを1校以上経営する企業
- ヘアサロンや理容室をを1店舗以上経営する企業
- ヘア技術者を養成するスクールを1校以上経営する企業

②賛助会員

- 美容産業各社（メーカー、商材等販売企業、他団体等）
- 美容関連産業各社、各団体

3. 前項に定める会員の地位は、いずれも一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法律」といいます）上の社員の地位とは異なり、法律上の社員としての権利は有せず、またその義務または責任は負いません。また、種別ごとの権利および特典については当法人が決定し、任意に変更できるものとします。

第3条 会員の入会申込み

- 当法人への入会申込みは、以下の会員種別ごとに当法人所定の方法に従って行います。

(1) 個人会員

申込みの際には、当法人の指定する申込書及び必要な資格かつ第5条で規定する入会金と初年度分の年会費を支払うことを要します。

- 会員は入会申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものと看做します。
- 当法人への入会申込みは、当法人に入会申込書が到着した時点で、申込みを受付けたものとします。

第4条 会員の入会承認の手続

- 入会申込み受け付け後、当法人の承認および入会金及び年会費の入金の確認をもって会員となることができます。
- 入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合があります。
 - 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
 - 過去に会員規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
 - 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合
 - 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき
 - その他、会員とすることを不適当と判断した場合

第5条 年会費および支払方法

1. 会員は、以下の基準に沿って、年会費を当協会所定の方法にて支払うものとします。当法人は、一旦支払いを受けた年会費については、退会等理由の如何を問わず払い戻しは行いません。

(1) 個人会員

- ①WEB会員 入会金 無料/年間費 無料
- ②一般会員 入会金 無料/年間費 3,000円(税抜き)
- ③フェイスアップアドバイザー④シニヤアドバイザー⑤マイスター 入会金 10,000円/年間費 15,000円(税抜き)

(2) 法人会員

- ①法人会員 入会金 50,000円/年間費 50,000円～125,000円(税抜き)
 - ②賛助会員 入会金 無料/年間費 50,000円(税抜き)
- 当法人は、会員への事前の告知をもって、年会費を変更することができるものとします。
 - 個人会員および法人会員が入会時に支払う初年度分の年会費は、入会日より下記とします。

10月1日～3月31日	入会の場合	入会金は1年分(個人会員/10,000円、法人会員/50,000円)
4月1日～9月30日	入会の場合	入会金は半年分(個人会員/5,000円、法人会員/25,000円)

第6条 有効期間

会員資格の有効期間は、当法人が入会申込書を受け、その入会を承認し、前条に定める年会費の入金を確認した日（但し、個人会員の場合は「当法人が入会を承認した日」）から、初めて迎える10月末日までとし、以後、第11条による退会の申し出または第12条による除名若しくは第13条による会員資格の喪失がない限り、毎年10月1日から1年ごとに自動的に更新されるものとします。

第7条 会員の権利

- 認定会員および法人会員は、当法人が提供するサービスの提供や会員特典を利用できる。（添付資料/会員特典一覧を参照）
- その他、認定会員および法人会員は、当法人の活動に参加し、また当法人の会員であることを対外的に広報または広告に利用することができます。
- 賛助会員は、当法人の活動の中で自らについての広報または広告活動を実施することができ、また当法人の会員であることを対外的に広報または広告に利用することができます。ただし、当法人の活動の中における広報または広告活動のあり方については、当法人より事前に同意を得た範囲内に限られるものとします。

第8条 譲渡禁止等

会員は、本規約に基づく権利および義務を第三者に譲渡または移転をし、貸与または担保に供する等の行為はできません。

第9条 会員情報

- 当法人は、会員が登録した情報（以下、「会員情報」といいます）を適正に管理することに努めます。
- 当法人の目的を達成するために外部委託等が必要とする場合には、当法人は、外部委託先との間で会員情報の秘密保持に関する協定を締結し、外部委託先に協定遵守を確約させたうえで必要な会員情報を提供することができるものとします。
- 当法人は、前項または以下の各号のいずれかに該当する場合は、会員情報を第三者に提供しません。
 - 法令に基づく場合
 - 本人の同意がある場合
 - 法令により要請され、かつ、当協会が開示を妥当だと判断した場合
 - 利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の一部を委託する場合
 - 個人情報保護法等により、本人の同意を得ずに提供が認められている場合

第10条 変更の届出

- 会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当協会 所定の様式で当法人に変更の届出をするものとします。
- 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当協会は一切その責任を負いません。

第11条 退会

- 会員は、当法人が定める所定の方法にて届け出るにより、任意にいつでも退会することができます。ただし、やむを得ない事由があるときを除き、退会の1ヶ月前に当法人に対して予告するものとします。
- 退会後に再入会する場合は、再度第3条に規定する入会申込みの手続きを行うことが必要となります。

第12条 除名

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当法人は当該会員の資格を一時停止または除名することができるものとします。

- 会員が虚偽の事項を登録したことが判明した場合
- 会員が本規則またはその他の規則に違反した場合
- 会員が当法人に帰属する著作権その他の知的財産権に関する全てに関して、無断で転載・複製・頒布などした場合
- 会員が当法人に帰属する著作権その他の知的財産権に関する全てに関して、無断で自分の利益活動に使用した場合
- 会員が当法人に損害を与えたと当協会が判断した場合
- 会員が当法人の名誉を著しく傷つけたと当協会が判断した場合
- 会員が当法人内において宗教やネットワークビジネスの勧誘等、当協会の目的と異なる活動を行った場合
- その他当法人が会員として不適当と判断した場合

第13条 会員資格の喪失

- 会員は、前2条による場合および規則の定めにより、その資格を喪失します。
- 当法人は、前項に該当する元会員に対して、すでに受領した入会金・会費や参加費用等の金銭の払い戻し等は行いません。
- 第1項に該当する会員が、当該時点で発生している年会費その他の債務等、当協会に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しません。債務については、その一切を一括して履行するものとします。
- 会員が第1項に該当することで当協会が損害を被った場合、当法人は会員に対して損害賠償を請求することができるものとします。

第14条 権利帰属

- 当法人に帰属する著作権その他の知的財産権を、会員はこれを無断で利用することはできません。
- 会員は、当法人の事前の承認なしに、テキスト、文書、様式等当法人から提供されるあらゆる形のコンテンツの一部または全部を複製、転載、改変、編集、翻訳、送信等を行ったり、当協会の名称等を用いて講演、講習、セミナー、講義等を行うことはできません。
- 前2項は、会員資格喪失後であっても適用されるものとします。

第15条 本規約の変更

- 本規則の改廃は、理事の過半数の承認を経るものとし、会員の同意なく本規約の内容を適宜、変更できるものとします。
- 本規則を変更した場合、当法人ホームページに掲載する他、適宜、会員に対して通知するものとします。

第16条 準拠法および専属的合意管轄裁判所

本規則は日本法に準拠します。また、本規則に関して訴訟等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、令和元年10月18日より実施します。